

別紙1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本／ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)						標準的な方法	備 考	平均的な間伐の時期の間隔	
			初回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回			標準伐期齢 未満	標準伐期齢 以上
スギ	疎仕立て	2, 000～ 2, 500	16	26	36	51	66	—	間伐は、林冠がうつ閉して林木相互間に競争が生じ始めた時期に開始すること。間伐率(本数率)は、20～30%程度とする。ただし、これは、地位が中で一般材生産を目的としたものであるので、地位の良否・植栽本数の多少・生産目標等によって、時期・回数・間伐率を調整すること。また、間伐木の選定は、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこと。さらに急激な環境変化を避けるため、林縁部等の林木を残すなどの措置を講ずること。	間伐の手遅れ林分及び積雪量の多い場所では、弱度の間伐を数年に分けて実施する。	10	15
	中仕立て	2, 500～ 3, 000	16	26	36	51	66	—				
ヒノキ	疎仕立て	2, 000～ 2, 500	16	26	36	51	66	81	間伐の手遅れ林分及び積雪量の多い場所では、弱度の間伐を数年に分けて実施する。	10	15	
	中仕立て	2, 500～ 3, 000	16	26	36	51	66	81				

※ 上記以外の樹種については、林業普及指導員又は市の林務担当部局に相談の上、適切な作業を実施することとします。

別紙2 保育の種別の標準的な方法

保育の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数							標 準 的 な 方 法	備考欄
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	10年		
雪起し	スギ	1	1	1	1	1	1	1	雪起しは根曲木を防ぐため実施し、実施時期は3月～4月頃を目途とする。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1		下刈は、造林木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで行う。実施時期は、造林木の成長が最盛期となる直前とし概ね7月頃を目途とする。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1			
つる切	スギ						1		下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6月～7月頃を目安とする。	
	ヒノキ							1		
保育の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数							標 準 的 な 方 法	
		10年	11年	18年	20年	25年	30年			
除伐	スギ	1							林分が閉鎖をはじめる段階で造林木の成長を阻害している侵入広葉樹・形成不良木・竹等の除去を行う。なお、自然条件・林木相互の配置状況によって、方法・程度を考慮する。実施時期は7月～8月頃を目途とする。	
	ヒノキ		1							
枝打ち	スギ	1		1		1			スギ・ヒノキとも原則として、間伐後合わせて実施する。スギ・ヒノキとも6m材の取れる高さまで実施することとする。	
	ヒノキ		1		1		1			

※ 上記以外の樹種については、林業普及指導員又は市の林務担当部局に相談の上、適切な作業を実施することとします。

別紙3 林産物(特用林産物)の流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)			計 画		
	位 置	規 模	図面 番 号	位 置	規 模	対図 番 号
販売所(特用林産物)	吉津	1棟	△1			

別紙4 丹後天橋立大江山国定公園

I 第1種特別地域

区分: 森林法施行規則第10条第5号 (自然公園法)

単位 面積:ha

森林の所在(区域)	面積
字小田、字上世屋、字駒倉及び字文珠の各一部	63

【施業方法】

1 伐採方法

- (1) 単木抾伐法によるものであること。
- (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。
ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (3) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した抾伐率が当該区分の現在蓄積の10パーセント以下であること。

「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)

2 その他

伐採は、森林法による手続きと自然公園法第20条による知事の許可が必要です。

II 第2種特別地域

区分: 森林法施行規則第10条第5号 (自然公園法)

単位 面積:ha

森林の所在(区域)	面積
字江尻、字大垣、字小田、字小田宿野、字上世屋、字木子、字喜多、字国分、字小松、字獅子崎、字島陰、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字田井、字獅子、字中津、字中野、字中波見、字成相寺、字難波野、字畠、字日置、字東野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字矢原、字由良及び字脇の各一部 及び国有林京都大阪森林管理事務所65林班及び66林班の全部並びに69林班の一部	2,683

【施業方法】

1 伐採方法

- イ 抿伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した抿伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60パーセント以下であること。
 - (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
 - (3) 公園事業に係る施設(令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。)及び集団施設地区(以下「利用施設等」という。)の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われる場合にあつては、単木抿伐法によるものであること。
- ロ 皆伐法によるものにあつては、イ(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (1) 1伐区の面積が2ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
 - (2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。
 - (3) 利用施設等の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われるものでないこと。

「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)

2 その他

伐採は、森林法による手続きと自然公園法第20条による知事の許可が必要です。

III 第3種特別地域

区分: 森林法施行規則第10条第5号 (自然公園法)

単位 面積:ha

森 林 の 所 在 (区 域)	面 積
字今福、字奥波見、字小田、字上世屋、字木子、字喜多、字駒倉、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字滝馬、字中波見、字畠、字東野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字由良及び字脇の各一部及び国有林京都大阪森林管理事務所68林班の全部及び69林班の一部	2,217

【施業方法】

1 伐採方法

全般的な風致の維持を考慮することとします。

「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)

2 その他

伐採は、森林法による手続きと自然公園法第20条による知事の許可が必要です。